

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

- ◎ 規 則 所管課（室）名  
○長崎県伊王島リゾート公園条例施行規則を廃止する規則 観 光 振 興 課
- ◎ 議会規則 議 会 事 務 局  
○長崎県議会会議規則の一部を改正する規則

## 規 則

長崎県伊王島リゾート公園条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。  
令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

### 長崎県規則第25号

長崎県伊王島リゾート公園条例施行規則を廃止する規則  
長崎県伊王島リゾート公園条例施行規則（平成元年長崎県規則第13号）は、廃止する。  
附 則  
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 議 会 規 則

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月31日

長崎県議会議長 外間 雅広

### 長崎県議会規則第1号

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則  
長崎県議会会議規則（昭和38年長崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（欠席の届出） 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 （修正動議の提出） 第17条 略	（欠席の届出） 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 （修正動議の提出） 第17条 略

2 前項の修正動議については、前条第3項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による通知等)

第117条 略

2及び3 略

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第16条第3項(第17条第2項において準用される場合を含む。)、第20条、第22条第6項、第24条第1項、第46条第2項、第77条、第90条第2項及び第114条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5及び6 略

(電磁的記録による作成等)

第117条の2 略

2 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 前項の修正動議については、前条第2項の規定を準用する。

(配布に代わる措置)

第117条 議長が、この規則の規定により議員に配布すべき議案その他の文書の配布に代えて、議員が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって議長が定めるものを講じたときは、当該配布を行ったものとみなす。

(電子情報処理組織による通知等)

第117条の2 略

2及び3 略

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第24条第1項、第77条及び第114条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5及び6 略

(電磁的記録による作成等)

第117条の3 略

2 略

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二二  
四一

印刷所

長崎県  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田宏  
印刷  
弥ト